

機械器具 61 歯科用ハンドピース  
 歯科用ハンドピース  
 一般医療機器

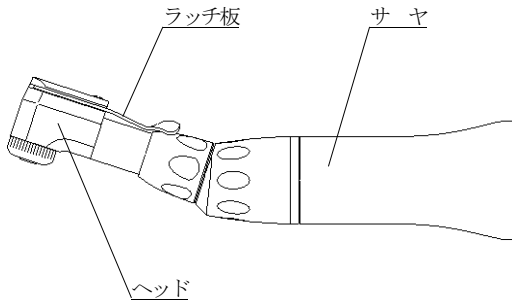
コントラアングルハンドピース NAC-EC

【禁忌・禁止】

- ① 曲がったバー、傷の付いたバー、変形したバー、規格に合わないバーは使用しないこと。[バー破損によるけがのおそれ]
- ② 刃部の直径が4mm以上のバーで重切削をすると、バーが抜けたりハンドピースのベアリング寿命が極端に短くなるので、使用しないこと。[バー飛び出しによるけがのおそれ、ハンドピース早期破損のおそれ]
- ③ ハンドピース回転中にはラッチ板を絶対に開かないこと。  
[ハンドピース早期破損のおそれ]

【形状・構造等】

NAC-EC



【使用目的】

バー又はポイントを取り付け、患畜の歯牙の切削などに用いる。

【品目仕様等】

引 抜 力	45N以上
静的伝達力	4.0N・cm以上
偏 心	0.08mm以下
歯科用回転器具	直径2.35mm コントラアングルハンドピース用バー(軸部形式1)

【操作方法又は使用方法等】

詳細については取扱説明書を参照すること。

- 1) 初めて使用するときは、注油後、オートクレープ用バックに入れて135℃まで(121℃で20分間又は132℃で15分間)のオートクレープ滅菌を行う。
- 2) JIS T 5904 (ISO 3964) に規定されたジョイントを有する最高回転速度25,000min<sup>-1</sup>以下の歯科用電気回転駆動装置又は歯科用空気回転駆動装置の駆動源に接続する。外部注水するときは、ヘッドに注水ノズルを装着し、チューブを駆動源に接続する。
- 3) ラッチ板を開き、JIS T 5504-1に規定された軸部形式1 (ISO 1797-1 Type-1) の歯科用バー等を装着する。
- 4) 駆動源を作動させることにより、歯科用回転器具を回転させ、切削、研磨を行う。

- 5) 使用後は、表面の汚れを落とし、消毒用アルコールで十分清拭し、更に注油後オートクレープ用バックに入れて135℃まで(121℃で20分間又は132℃で15分間)のオートクレープ滅菌を行う。

【使用上の注意】

詳細については取扱説明書を参照すること。

- ① 有資格者による歯科領域の治療又は技工にのみ使用のこと。
- ② バーが十分保持されているか確認すること。また、バーの着脱は回転が完全に停止してから行うこと。
- ③ 分解、改造はしないこと。
- ④ 使用する前に口腔外で空回転させたとき、又は使用中に、回転速度低下、バーの抜け、ガタつき、振動、異常音、発熱等の異常を感じたときは、使用を中止し、販売店へ連絡すること。
- ⑤ バーはラッチ板を十分に開いて着脱すること。
- ⑥ バーの浅咬みはしないこと。
- ⑦ バーメーカーが指定している個々のバーの許容回転速度に従うこと。
- ⑧ 酸化電位水、又は滅菌液での洗浄、浸漬、拭き取りは行わないこと。
- ⑨ 落下させるなど強い衝撃を与えないこと。
- ⑩ ラッチ板が開いているとき、歯科用回転器具が装着されていないときは、駆動源を回転させないこと。
- ⑪ 駆動源が回転中に本品を着脱しないこと。
- ⑫ ゴミ等の付着のないバーを使用すること。
- ⑬ 切削物で目を傷つけないよう、メガネなどを装着すること。
- ⑭ 治療部位に、無理な力を加えて使用しないこと。
- ⑮ 注油の際の注意
  - ・ハンドピースをしっかり押さえ、スプレアの圧力によって飛び出さないようにすること。
  - ・スプレアは、ハンドピース先端よりオイルが出るくらい(約2秒間)まで行うこと。
- ⑯ オートクレープ滅菌の際の注意
  - ・オートクレープ滅菌以外の滅菌は行わないこと。
  - ・滅菌前にパナスプレープラスで洗浄・注油すること。
  - ・バー等は取り外してから、滅菌すること。
  - ・乾燥工程で135℃以上に上昇してしまうような場合は、乾燥工程を省くこと。
  - ・オートクレープのチャンバー内の最下段は、局部的に設定温度を超える場合があるので、上段又は中段に入れること。
  - ・滅菌直後は、高温となっているため、触れないこと。
  - ・その他、オートクレープ滅菌器の取扱説明書に従うこと。
- ⑰ 駆動源と無理に接合しないこと。その他駆動源の取扱説明書を参照すること。

取扱説明書を必ずご参照ください。

### 【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

#### 1) 貯蔵・保管方法

- ① 水のかからない場所に保管すること。
- ② 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響が生ずるおそれのない場所に保管すること。
- ③ ゴミ等の侵入を防ぐため、使用しないときも切削バーやテストバーを装着しておくこと。

#### 2) 耐用期間

製造の日から、正規の保守点検（消耗部品の交換）を行った場合に限り7年間とする。

### 【保守・点検に係る事項】

詳細については取扱説明書を参照すること。

#### ① 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。

##### ア 使用者による保守点検事項

- ・ 駆動源の着脱：駆動源が回転中に抜けないことを確認する。（毎回）
- ・ チャックの保持力：バーが抜けないことを確認する。（毎回）
- ・ 回転：無負荷最高回転させたとき、スムーズに回転し、異音がないことを確認する。（毎回）
- ・ 回転：3分間無負荷回転による温度上昇のないことを確認する。

（3カ月毎）

##### イ 業者による保守点検事項

- ・ 専用品である治具・測定器を使用した点検調整を行うこと。

（1年に1回）

#### ② しばらく使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に正常かつ、安全に作動することを確認すること。

### 【包装】

1箱の中にヘッドとサヤの組み合わせ単品またはヘッド単品またはサヤ単品で包装される。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は住所等】

株式会社 ナカニシ

住 所：〒322-8666

栃木県鹿沼市下日向700

TEL：0289-64-3380

FAX：0289-62-5636